株式会社ニレコ

証券コード:6863

第94回 定時株主総会 招集ご通知

	時	2020年6月25日	日(木曜日) 午前10時		次	
場	所	听 東京都八王子市石川町2951番地4	第94回	回定時株主総会招集ご通知	2	
7,3	株式会社	株式会社ニレコ	八王子事業所(本店)	株主総	会参考書類······	
		A棟3階 大会	議至	(添付	書類)	
A棟3階 大会議室 (注 議 案 第1号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。) 3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名	案			事業報	告	(
	連結計	·算書類······	3			
				計算書類······		34
				監査報	3告	37



東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ

代表取締役社長 久保田 寿治

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。 なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主 総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水 曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

12

敬具

2020年6月25日 (木曜日) 午前10時 **1** A 翓 2 場 所 東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ 八王子事業所(本店) A棟3階 大会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項

- 1. 第94期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件
- 2. 第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容の報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4 議決権行使等につい てのご案内

3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

に関する事項

- ⑤ インターネット開示 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の 当社ウェブサイト(http://www.nireco.jp/ir/plenary session/index.html)に掲載させていただきま
 - 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサ イト (http://www.nireco.jp/ir/plenary session/index.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知 には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査 人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部です。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

以上

- 株主総会当日、当社の役員及びスタッフはマスク着用、軽装(クールビズ)で応対をさせていただきます。 株主の皆様におかれましても、ご来場いただく際は消毒液の使用、マスク着用、また、軽装にてご出席ください。
- ▼大会議室が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

なお、本年の株主総会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による議決権行使を推 奨申し上げます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、ご 無理をなさいません様お願いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください(ご捺印は不要です。)。

日時

2020年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始:午前9時予定)

場所

株式会社ニレコ 八王子事業所(本店) A棟3階 大会議室

(末尾の「第94回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です)

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書の郵送によるご行使

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 (行使期限までに到着するようご返送ください)

行使期限 2020年6月24日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

当期の剰余金の配当につきまして

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第34条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2020年6月2日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。これにより、年間配当金は中間配当金14円と合わせ1株につき34円となります。

①配当財産の種類	金銭
②配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 20円 配当総額 146,119,080円
③剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月10日 (水曜日)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 3名 全員は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

久保田 寿治

再任

生年月日

1962年11月5日

所有する当社の株式数

69,200株

取締役会出席状況

17/17回

(注) 久保田 寿治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当

2010年4月 当社プロセス技術部長

2012年6月 当社取締役(執行役員兼務)に就任、プロセス事業部長を委嘱

2015年 6 月 当社代表取締役社長に就任、CEOを委嘱(現任)

2019年10月 株式会社光学技研取締役に就任(現任)

取締役候補者とした理由

久保田 寿治氏は、当社の代表取締役として経営全般に対する豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全体に対するリーダーシップを発揮することで業績を大幅に改善させるなど当社の企業価値向上に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

2

裕

光宣

再任

生年月日

1958年7月11日

所有する当社の株式数

5.700株

取締役会出席状況

17/17回

(注) 硲 光司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

略歴、当社における地位及び担当

2014年6月 当社取締役に就任(現任)

2015年6月 当社執行役員兼務、管理部門長を委嘱(現任)

2018年6月 尼利可自動控制机器(上海)有限公司監事に就任(現任)

2019年10月 株式会社光学技研監査役に就任(現任)

取締役候補者とした理由

硲 光司氏は、長年にわたり企業経営に携わり、豊富な知識と経験を有していることに加え、当社の管理部門長として、財務、資本政策、広報・IR活動などを統括し、経営管理及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

候補者番号

三浦



再任

生年月日

1958年4月16日

所有する当社の株式数

6.500株

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当

2011年6月 当社プロセス営業部長

2014年11月 Nireco Process Korea Co., Ltd.取締役に就任

2015年6月 当社執行役員プロセス事業部長

2018年 4 月 尼利可自動控制机器 (上海) 有限公司董事長に就任 (現任)

2018年6月 当社執行役員プロセス事業部海外統括(現任)

2019年2月 Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任(現任)

2019年6月 当社取締役に就任(現任)

重要な兼職の状況

尼利可自動控制机器(上海)有限公司董事長 Nireco Process Korea Co., Ltd.社長

取締役候補者とした理由

三浦 誠氏は、プロセス事業部長を経験後、尼利可自動控制机器(上海)有限公司董事長、Nireco Process Korea Co., Ltd.社長に就任し、当社グループの海外事業基盤の強化に貢献しました。上記の理由から、取締役として適任であると判断しております。

(注) 三浦 誠氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役中野 厚徳氏並びに橋本 光男氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

厚德

再任、社外、独立

生年月日

1968年8月29日

所有する当社の株式数

2.700株

取締役会出席状況

16/17回

監査等委員会出席状況

6/6回

略歴、当社における地位及び担当

2000年 1 月 中野経営労務事務所(現、虎ノ門社会保険労務士法人)代表に就任

2006年10月 弁護士登録(現任)

2009年1月 虎ノ門パートナーズ法律事務所開設

 2009年9月
 虎ノ門LLP共同設立

 2015年6月
 当社取締役に就任

2016年6月 当社監査等委員である取締役に就任(現任)

重要な兼職の状況

虎ノ門パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由

中野 厚徳氏は弁護士をはじめとした様々な資格に基づく専門的な見識及び経験を有しており、それらの見識・経験を活かして経営意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言・提言を行っていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 中野 厚徳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中野 厚徳氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 中野 厚徳氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年となります。
 - 4. 当社は、中野 厚徳氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社 法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であ ります。
 - 5. 当社は、中野 厚徳氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号 2

橋本光男

再任、社外、独立

生年月日

1950年12月11日

所有する当社の株式数

2,400株

取締役会出席状況

16/17回

監査等委員会出席状況

6/6回

略歴、当社における地位及び担当

1971年8月 東京大学附属原子力工学研究施設文部技官に任官

1990年4月 職業訓練大学校(現、職業能力開発総合大学校)助教授に就任

1994年4月 同大学校教授に就任

2009年4月 青森職業能力開発短期大学校校長に就任

2012年3月 同大学校校長を退任

2016年3月 職業能力開発総合大学校教授を退任

2016年6月 当社監査等委員である取締役に就任(現任)

2016年10月 東北大学客員教授に就任(現任)

重要な兼職の状況

東北大学 客員教授

社外取締役候補者とした理由

橋本 光男氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、当社関連業界に対する技術的知見を有しており、その知見を活かして経営意思決定の妥当性・適正性を確保するための有効な助言・提言を行っていることから、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

- (注) 1. 橋本 光男氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 橋本 光男氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 橋本 光男氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
 - 4. 当社は、橋本 光男氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社 法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。
 - 5. 当社は、橋本 光男氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、上半期は総じて堅調であったものの、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱などから不安定な状況が続き、年度後半に発生した新型コロナウイルス感染拡大により実体経済に大きな影響が生じました。わが国経済は、世界経済の減速を背景に先行き不透明な状況で推移しておりましたが、世界的な実体経済の収縮に伴う影響が年度後半にかけ顕在化してまいりました。

当社グループ(当社及び連結子会社)の主要取引先であります鉄鋼、電子部品、化学、印刷・紙加工、食品など各メーカーの設備投資も景気の先行き不透明感から慎重な姿勢となり、受注高は当社グループの当初想定を下回ることとなりました。

このような状況の下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指し、海外販売拡大に向けた体制構築、食品関連市場の開拓を進めるとともに、当社グループが設立以来培ってきたセンシング及び画像処理技術の開発に注力するとともに、光学部品関連事業の強化を図るなどの取組を実施しました。

この結果、当期の受注高は83億1千7百万円(前期比89.2%)となり、前期に比べ10億7百万円減少となりました。なお、受注残高は33億6千7百万円(前期比88.0%)となり、前期に比べ4億5千7百万円減少となりました。

当期の売上高は87億7千5百万円(前期比4.0%増)となり、前期に比べ3億3千3百万円増加しました。 利益面について、営業利益は9億5千2百万円(前期比6.0%増)、経常利益は9億8千9百万円(前期比2.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億7千9百万円(前期比59.1%増)となりました。

	第93期 (2019年3月期)	第94期 (2020年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額(百万円)	金額 (百万円)	増減率
受注高	9,325	8,317	1,007減	10.8%減
売上高	8,441	8,775	333増	4.0%増
営業利益	898	952	53増	6.0%増
経常利益	1,011	989	22減	2.2%減
親会社株主に帰属する当期純利益	489	779	289増	59.1%増

セグメント別の概況は次のとおりであります。

プロセス事業



鉄鋼メーカーの世界的な設備需要の減退に伴い、品質向上及び生産性改善のための設備更新需要が軟調となりつつあります。この様な環境の中ではあるものの、前期末までの高レベルの受注残高を背景に、売上は堅調に推移しました。一方、受注残高は高水準であった前期と比べ、減少しました。

その結果、当事業の受注高は28億7千万円(前期比18.8%減)、受注残高は15億1千4百万円(前期比29.3%減)、売上高は34億9千7百万円(前期比22.2%増)、セグメント利益は7億3千6百万円(前期比9.7%増)となりました。

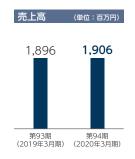
ウェブ事業



二次電池や電子部品関連の設備投資需要沈静化に伴い、耳端位置制御装置等の販売が減少しました。また、受注残高についても減少しました。

その結果、当事業の受注高は26億6千4百万円(前期比21.1%減)、受注残高は5億5千9百万円(前期比25.2%減)、売上高は28億5千3百万円(前期比17.6%減)、セグメント利益は5億4千7百万円(前期比35.0%減)となりました。

検査機事業



多様な無地素材の検査需要を捉えた無地検査装置は、景気動向から各メーカーによる設備投資抑制が見られたものの、売上高は前連結会計年度を上回りました。一方、選果設備向けなどの食品外観検査装置の販売は需要の一巡などを受け減少しました。当事業の受注残高については減少しました。

その結果、当事業の受注高は17億8百万円(前期比21.5%減)、受注残高は7億1千1百万円(前期比21.8%減)、売上高は19億6百万円(前期比0.6%増)、セグメント利益は9千2百万円(前期比27.6%増)となりました。

オプティクス事業



当連結会計年度において、株式会社光学技研を連結子会社化したことにより、光学関連事業の重要性が増したことから「その他」に区分していた光学関連事業と合わせて「オプティクス事業」として記載する方法に変更しております。

当事業の受注高は10億4千6百万円、受注残高は5億7千8百万円、売上高は4億8千6百万円(前期比162.9%増)、セグメント利益は7千8百万円(前期は1億6百万円の損失)となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染拡大による実体経済への影響が見通せない中、世界経済にこれまでにない不透明感が広がっております。わが国経済においても、世界経済の減速による企業業績や個人消費への影響が懸念されています。

このような見通しの下、当社グループは、いかなる環境下においても成長できる体制の実現を目指して、当社グループのシナジーを最大限発揮し、「市場の拡大」、「技術の進化」、「経営体質の強化」の重点テーマ推進に引き続き全力で取り組んでいきます。

各事業における次期施策は以下のとおりです。

プロセス事業

国内外鉄鋼メーカーの設備投資需要は、急速な経済収縮が生じる中、世界的な鋼材需給バランスが大きく悪化しており、鉄鋼メーカーの設備投資需要が一時的に低迷する可能性があると想定しています。このような見通しの下、新製品の開発やコストダウン等に注力するとともに、韓国、中国及びドイツの子会社を中心とした周辺地域における体制強化に取り組んでいきます。

ウェブ事業

二次電池や電子部品関連の設備投資需要は、世界的な経済動向に左右される状況が続くものと想定しています。 このような見通しの下、顧客からの需要を着実に受注に結び付けるとともに、海外販売強化に向けた体制構築に注力 します。

検査機事業

無地検査装置については、二次電池や電子部品関連の検査設備投資需要取り込みを強化するとともに、次世代検査装置の早期市場投入に取り組んでいきます。また、食品外観検査装置については、農業向けの需要は一巡が見込まれるものの、引き続き、国内加工食品メーカーの検査需要を開拓するとともに、海外市場開拓に向けたマーケティング活動を進めます。

オプティクス事業

半導体の微細化、高集積化が続く中、半導体検査装置向けの光学部品需要が増加しており、この需要拡大に対応すべく光学部品分野の生産能力増強を図ってまいります。また、半導体製造装置分野などに利用されるレーザー製品や特殊な光学部品の開発など、新規分野への進出に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑤ 直前3事業年度の財産及び損益の状況













		第91期 (2017年3月期)	第 92期 (2018年3月期)	第93期 (2019年3月期)	第94期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
受注高	(百万円)	7,584	8,695	9,325	8,317
売上高	(百万円)	7,401	7,911	8,441	8,775
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	368	516	489	779
1株当たり当期純利益	(円)	50円39銭	69円79銭	66円07銭	106円58銭
総資産	(百万円)	14,127	14,359	14,012	14,937
純資産	(百万円)	11,817	12,597	12,490	12,882
資本金	(百万円)	3,072	3,072	3,072	3,072

⑥ 重要な子会社の状況(2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
ミヨタ精密株式会社	88百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機 事業製品の加工、組立及び配線
株式会社光学技研	50百万円	100.0%	光学製品の開発、製造並びに販売、光 学結晶及びガラス部品の試作加工
仁力克股份有限公司(台湾)	13百万NTドル	100.0%	ウェブ事業関連装置のアジア地区に おける製造及び販売
尼利可自動控制机器(上海) 有限公司(中国)	270百万円	100.0%	プロセス事業、ウェブ事業及び検査機 事業製品の製造、販売及び保守サービ ス
Nireco Process Korea Co.,Ltd. (韓国)	1,100百万ウォン	90.9%	プロセス事業製品の製造、販売及び 保守サービス
Nireco International GmbH (ドイツ)	2万5千ユーロ	100.0%	プロセス事業における制御・計測装置 の開発、製造、販売

⁽注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑦ 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

当社グループは下記製品及び関連システムの製造、販売を主たる事業内容としております。

区分	主要製品名
プロセス事業	プロセス制御装置 自動識別印字装置 耳端位置制御装置(メタル関連) 渦流式溶鋼レベル計 板幅計
ウェブ事業	耳端位置制御装置(印刷・フィルム関連) 張力制御装置 見当合わせ制御装置 糊付け装置 印刷品質検査装置
検査機事業	無地検査装置 画像処理解析装置 食品外観検査装置 近赤外分析システム
オプティクス事業	検査・計測・加工用レーザー光源 光学部品
その他事業	機械部品製作、電子機器組立

⑧ 当社の主要な事業所(2020年3月31日現在)

名称	所在地
八王子事業所 (本店)	東京都八王子市
東京営業所	東京都江東区
光技術研究所	東京都練馬区
大阪営業所	大阪府吹田市
明石営業所	兵庫県明石市
九州営業所	福岡県北九州市

9 主要な子会社の事業所 (2020年3月31日現在)

	会社名	所在地
国内	ミヨタ精密株式会社	神奈川県相模原市
国内	株式会社光学技研	神奈川県厚木市
	仁力克股份有限公司	台湾新北市
海外	尼利可自動控制机器(上海)有限公司	中国上海市
グサント	Nireco Process Korea Co.,Ltd.	韓国慶州市
	Nireco International GmbH	ドイツエッセン市

⑩ 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(人)	前連結会計年度末比増減
プロセス事業	133名	増10名
ウェブ事業	115名	増3名
検査機事業	65名	
 オプティクス事業	70名	—————————————————————————————————————
全社 (共通)	32名	
合計	415名	增60名

- (注) 1.使用人数が前連結会計年度末と比べて60名増加しましたのは、2019年10月に株式会社光学技研を子会社化したためです。
 - 2.光学関連事業の重要性が増したため、当期より、「その他事業」を新たに「オプティクス事業」と区分しています。
 - 3.全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2) 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	248名	増9名	45.6歳	18.1年
女	32名	0名	42.6歳	16.2年
合計または平均	280名	増9名	45.3歳	17.9年

2 会社株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

39,400,000株

② 発行済株式の総数

8,305,249株

③ 株主数

2,182名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託 受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	580,400	7.94
ニレコ取引先持株会	522,300	7.15
極東貿易株式会社	469,590	6.43
株式会社きらぼし銀行	364,640	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	327,000	4.48
ニレコ従業員持株会	272,359	3.73
浅井 美博	240,000	3.28
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	216,300	2.96
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	161,200	2.21

⁽注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託日本製鉄退職金口再信託受託者資産管理サービス信託銀行の持株数580,400株は日本製鉄株式会社から同信託銀行へ信託された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権は日本製鉄株式会社が留保しています。

^{2.} 上表の持株比率は自己株式 (999,295株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度末日における新株予約権の状況(2020年3月31日現在)

1) 職務執行の対価として役員に交付されている新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	権利行使期間	権利行使時の 1株当たり払込金額
株式会社ニレコ新株予約権2013 (2013年6月24日)	164個	普通株式 16,400株	2013年6月25日から 2033年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2014 (2014年6月23日)	134個	普通株式 13,400株	2014年6月24日から 2034年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2015 (2015年6月22日)	89個	普通株式 8,900株	2015年6月23日から 2035年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2016 (2016年6月20日)	170個	普通株式 17,000株	2016年6月21日から 2036年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2017 (2017年6月20日)	160個	普通株式 16,000株	2017年6月21日から 2037年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2018 (2018年6月20日)	183個	普通株式 18,300株	2018年6月21日から 2038年5月31日まで	1円
株式会社ニレコ新株予約権2019 (2019年6月20日)	206個	普通株式 20,600株	2019年6月21日から 2039年5月31日まで	1円

⁽注) 1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。

- 2. 上記1にかかわらず、以下①~⑦のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 株式会社ニレコ新株予約権2013の新株予約権者が2033年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2033年5月1日から2033年5月31日までの間
- ② 株式会社ニレコ新株予約権2014の新株予約権者が2034年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2034年5月1日から2034年5月31日までの間
- ③ 株式会社ニレコ新株予約権2015の新株予約権者が2035年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2035年5月1日から2035年5月31日までの間
- ④ 株式会社ニレコ新株予約権2016の新株予約権者が2036年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2036年5月1日から2036年5月31日までの間
- ⑤ 株式会社ニレコ新株予約権2017の新株予約権者が2037年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2037年5月1日から2037年5月31日までの間
- ⑥ 株式会社ニレコ新株予約権2018の新株予約権者が2038年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2038年5月1日から2038年5月31日までの間
- ② 株式会社ニレコ新株予約権2019の新株予約権者が2039年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合
 - 2039年5月1日から2039年5月31日までの間
- 3. 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2) 当事業年度末日における役員の新株予約権の保有状況

発行年度		競役 員を除く)	執行役員		
	個数	保有者数	個数	保有者数	
2013年度	18個	1名	48個	3名	
2014年度	18個	1名	48個	3名	
2015年度	12個	1名	32個	3名	
2016年度	87個	2名	73個	3名	
2017年度	87個	2名	73個	3名	
2018年度	87個	2名	96個	4名	
2019年度	110個	3名	96個	4名	
승計	419個		466個		

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	株式会社二レコ新株予約権2019(2019年6月20日)		
新株予約権の数			
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	当社普通株式 20,600株		
権利行使時の1株当たり払込金額	1円		
権利行使期間	2019年6月21日から2039年5月31日まで		
権利行使の条件	 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から1ヶ月以内に限り新株予約権を行使できる。 上記1にかかわらず、新株予約権者が2039年4月30日に至るまでに取締役及び執行役員いずれかの地位を喪失しなかった場合は、2039年5月1日から2039年5月31日までの間行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使できるものとする。 その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 		
新株予約権を交付した者の人数	7名		

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

連結及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記(株式報酬型ストックオプションの発行について)に記載のとおりです。

4 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	久保田 寿 治	CEO
取締役執行役員	裕 光司	管理部門長
同	三浦誠	プロセス事業部海外統括兼尼利可自動控制机器(上海)有限公司董事長兼Nireco Process Korea., Ltd.社長
取締役(監査等委員)	佐藤順一	
同	中野厚徳	虎ノ門パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士
同	橋本光男	東北大学 客員教授

- (注) 1. 取締役(監査等委員)佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)佐藤 順一氏は、他社における監査役としての豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 上記の他、執行役員制度を導入しております。

検査機事業部長兼開発グループリーダー 執行役員 河西 辰雄氏 執行役員 小林 正明氏 開発部門長 藤原 利之氏 ウェブ技術部長兼仁力克股份有限公司董事長 執行役員 SCM部門長兼品質・環境推進室長 執行役員 浅川 直仁氏 執行役員 佐々田 卓地氏 プロセス事業部長 執行役員 中村 洋三氏 ウェブ事業部長兼ウェブサービス部長

- 執行役員 甲村 洋土比 ウェフ事業部長兼ウェフサービス部長
- 4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- 5. 当社は、佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

[社外役員の独立性についての当社の考え方]

当社は、会社法上の要件に加え独自の「独立社外取締役の独立性判断基準」(注)を策定し、この資格要件を基準に社外役員を選定しているため、社外役員の独立性は十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

- (注)「独立社外取締役の独立性判断基準|
- 当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、その独立性を判断する基準として、法令上求められる要件を満たし、かつ次の各事項に該当しない者を条件と定めております。
- ① 現在も含め就任前過去10年間において、当社グループの取締役、監査役、執行役、その他使用人、またはその家族(配偶者、2 親等内の親族)であった者
- ② 現在も含め過去5年間において、当社グループの主要取引先企業(連結売上高の2%以上を占める企業等。但し、④のプロフェッショナルサービスは除く。)の取締役、監査役、執行役、その他使用人であった者
- ③ 現在も含め過去5年間において、当社の10%以上の議決権を保有する株主(法人の場合は取締役、監査役、執行役、その他使用人)であった者
- ④ 現在も含め過去5年間において、いずれかの事業年度に当社グループからコンサルティング、弁護士、会計士、税理士等プロフェッショナルサービスの報酬として、1千万円以上の金銭・その他財産上の利益を得ている個人並びに法人、団体等の取締役、理事、監査役、執行役、重要な使用人等であった者
- ⑤ 当社の独立社外取締役としての在任期間が通算で8年を超えた者

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(監査等委員)佐藤 順一氏、中野 厚徳氏及び橋本 光男氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が任務を怠ったことにより、当社にて損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うというものであります。

③ 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	人数	支払額
取締役(監査等委員を除く)	4名	86百万円
取締役(監査等委員)	3名	9百万円
計	7名	96百万円

- (注) 1. 上記取締役の支払額には、執行役員兼務取締役の執行役員分は含まれておりません。
 - 2. 上記取締役の支払額には、当事業年度中に役員賞与として費用計上し、引当金に繰り入れた額も含めております。

- 3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、支給限度額を年額100百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とした定額報酬、支給限度額を最大50百万円として事業年度における連結業績の一定割合を支給する業績連動報酬、ストックオプションとして割り当てる新株予約権の報酬枠を年額30百万円以内とした株式報酬を、取締役(監査等委員)については、支給限度額を年額30百万円以内とした定額報酬を、それぞれ決議いただいております。
- 4. 上記取締役の支払額には、株式報酬型ストックオプションとして取締役に対する報酬の一部として発行した新株予約権の公正価値を算定し、費用計上すべき額を含めております。
- 5. 上記支払額のうち、社外取締役(監査等委員) 3名に対する報酬等の額は9百万円であります。

④ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役(監査等委員)中野 厚徳氏は、虎ノ門パートナーズ法律事務所のパートナーであります。当社と同法律事務所の間には委任契約がありますが、当社からの支払い報酬額は年間1千万円以下であり、また、同氏は当社の委任案件には一切関与しておりません。

取締役(監査等委員)橋本 光男氏は、東北大学の客員教授であり、当社の役員と人的関係を有さず、当社との間に取引関係はありません。

- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役(監査等委員)	佐藤順一	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席、監査等委員会6回中6回出席し、他社における監査役としての豊富な知識と経験をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役(監査等委員)	中野厚徳	当事業年度開催の取締役会17回中16回出席、監査等委員会6回中6回 出席し、弁護士としての専門的な見識及び豊富な経験をもって、意思決 定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役(監査等委員)	橋本光男	当事業年度開催の取締役会17回中16回出席、監査等委員会6回中6回出席し、業界を熟知した技術的知見をもって、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりません。 そのため当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、 監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解 任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 当該事業年度に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
 - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
 - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制 代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役会に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことで、経営の意思決定と執行の分離を図り、意思決定の迅速化と効率化を目指す。
 - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。

- c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規定で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、 その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を図る。
 - b. 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
 - c. 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、 信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保 管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制 監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
- 7) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、 監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
 - a. 監査等委員は取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、 意見を述べることのできる権利を有するものとする。
 - b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
 - c. 内部通報制度に基づく通報の窓口は社外取締役とする。
 - d. 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被 らないよう適切な措置を執る。
 - e. 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託 業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒む ことはできない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役会を年間17回開催し、重要事項について審議・決定しました。
- ② 役職員を含む全社員を対象としたコンプライアンス教育を定期的、反復的に実施しました。
- ③ コンプライアンス委員会を年間6回開催しました。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役会の議事録、資料及び取締役の職務執行に係る決裁書類等は、管理部門が適切に保存、管理し、取締 役、監査等委員、その他会計監査人等が必要に応じて閲覧しました。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 年間17回開催された取締役会において、リスク状況も含めた事業報告が行われました。
- ② 事業継続計画 (BCP) に基づく安否情報システムによる災害時の社員及び家族の無事を確かめる訓練を年2 回実施しました。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 執行役員会は、代表取締役も出席し、毎月開催され、業務執行の定期的な報告と経営計画の進捗状況の確認等を行っています。
- ② 代表取締役、取締役及び執行役員は、社内諸規程に則り、分担して職務を執行しました。
- 5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社からの報告を受け、重要な事項については事前承認を行っています。
- ② 海外子会社を含め各子会社に対して、内部監査室が実地監査を実施し、結果を代表取締役に報告しています。
- 6) 監査等委員会の職務を補助する体制、報告に関する事項
- ① 社外監査等委員を含め監査等委員は全ての取締役会に出席する他、執行役員会等の重要な会議にも適宜出席しています。
- ② 監査等委員は会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果についての定期的な報告を受ける他、会計監査人から適宜監査状況を聴取しています。

- ③ 監査等委員は子会社の代表者と適宜会合を持ち、情報を得て、子会社への調査も行っています。
- ④ 内部監査室は、監査報告を代表取締役と同様に監査等委員に対しても行っています。
- ⑤ 監査等委員の職務に関して、予算が不足する事態は生じませんでした。

(3) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、内部留保については、市場のニーズに応えるべく研究・開発体制の強化、グローバル展開を進めるための投資や機動的な自己株式の取得など、持続的な成長と株主価値向上へ活かしつつ、株主の皆様への利益還元として、安定配当の維持を重視した上で、連結ベースの配当性向35%を目標としています。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:千円)

科目	第94期 2020年3月31日現在	
資産の部		
流動資産	(10,439,428)	
現金及び預金	4,155,436	
受取手形及び売掛金	4,116,724	
商品及び製品	974,108	
仕掛品	465,252	
原材料及び貯蔵品	493,740	
その他	237,609	
貸倒引当金	△3,444	
固定資産	(4,498,547)	
有形固定資産	(2,854,592)	
建物及び構築物	1,482,213	
機械装置及び運搬具	109,506	
工具器具及び備品	105,847	
建設仮勘定	428	
土地	1,156,596	
無形固定資產	(245,072)	
リース資産	12,316	
その他	232,756	
投資その他の資産	(1,398,883)	
投資有価証券	1,004,183	
長期貸付金	79,651	
繰延税金資産	154,338	
破産更生債権等	18,704	
その他	199,462	
貸倒引当金	△57,457	
資産合計	14,937,976	

	(単位・十円)
科目	第94期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	(1,488,062)
支払手形及び買掛金	299,051
1年内償還予定の社債	14.000
1年内返済予定の長期借入金	90.192
リース債務	2,961
未払費用	434.747
未払法人税等	208,235
未払消費税等	143.790
役員賞与引当金	29.640
工事損失引当金	39.345
その他	226.099
固定負債	(567,537)
社債	109.000
長期借入金	207,095
リース債務	10.358
役員退職慰労引当金	74,656
退職給付に係る負債	166,428
負債合計	2,055,600
純資産の部	
株主資本	(12,735,819)
資本金	3,072,352
資本剰余金	4,120,511
利益剰余金	6,244,206
自己株式	△701,251
その他の包括利益累計額	(75,052)
その他有価証券評価差額金	110,272
為替換算調整勘定	43,811
退職給付に係る調整累計額	△79,031
新株予約権	(61,480)
非支配株主持分	(10,023)
純資産合計	12,882,376
負債純資産合計	14,937,976

連結損益計算書

(単位:千円)

科目	第94期 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで
売上高	8,775,350
売上原価	5,458,487
売上総利益	3,316,862
販売費及び一般管理費	2,364,622
営業利益	952,240
営業外収益	52,378
受取利息	9,303
受取配当金	28,558
その他	14,515
営業外費用	15,166
支払利息	1,982
為替差損	7,819
手形売却損	2,173
固定資産除却損	752
その他	2,438
経常利益	989,452
特別利益	106,609
負ののれん発生益	106,609
特別損失	65,618
投資有価証券評価損	65,618
税金等調整前当期純利益	1,030,443
法人税、住民税及び事業税	247,533
法人税等調整額	4,952
当期純利益	777,958
非支配株主に帰属する当期純利益	△1,284
親会社株主に帰属する当期純利益	779,243

(単位:千円)

連結株主資本等変動計算書

第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日期首残高	3,072,352	4,122,504	5,670,545	△636,911	12,228,491
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△205,582		△205,582
親会社株主に帰属する当期純利益			779,243		779,243
自己株式の取得				△64,340	△64,340
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△1,992			△1,992
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	_	△1,992	573,661	△64,340	507,328
2020年3月31日期末残高	3,072,352	4,120,511	6,244,206	△701,251	12,735,819

	その他の包括利益累計額				# ± #7		
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
2019年4月1日期首残高	191,006	52,404	△40,288	203,122	46,627	12,670	12,490,911
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△205,582
親会社株主に帰属する当期純利益							779,243
自己株式の取得							△64,340
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△1,992
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△80,733	△8,593	△38,743	△128,069	14,852	△2,646	△115,863
連結会計年度中の変動額合計	△80,733	△8,593	△38,743	△128,069	14,852	△2,646	391,464
2020年3月31日期末残高	110,272	43,811	△79,031	75,052	61,480	10,023	12,882,376

計算書類

貸借対照表

(単位:千円)

科目	第94期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	(8,837,362)
現金及び預金	3,226,258
受取手形	1,020,188
売掛金	2,836,244
製品	904,987
仕掛品	309,479
原材料	318,175
前払費用	93,257
その他	131,183
貸倒引当金	△2,414
固定資産	(4,624,502)
有形固定資産	(1,720,399)
建物	994,079
構築物	47,180
機械及び装置	26,202
車両運搬具	0
工具器具及び備品	54,233
土地	598,704
無形固定資産	(217,198)
特許権	12,016
ソフトウェア	4,468
電話加入権	5,559
ソフトウェア仮勘定 その他	195,107 46
で ひか回 投資その他の資産	(2,686,905)
投資をの他の負性 投資有価証券	999,183
関係会社株式	1,027,322
関係会社出資金	285,231
従業員に対する長期貸付金	78,750
関係会社長期貸付金	45,000
破産更生債権等	18.704
前払年金費用	35,513
繰延税金資産	87,620
その他	167,037
貸倒引当金	△57,457
資産合計	13,461,865

科目	第94期 2020年3月31日現在			
負債の部				
流動負債	(1,088,516)			
買掛金	261,899			
未払金	37,023			
未払費用	355,142			
未払法人税等	116,932			
未払消費税等	107,380			
前受金	107,992			
預り金	32,665			
役員賞与引当金	29,640			
工事損失引当金	39,345			
その他	494			
負債合計	1,088,516			
純資産の部				
株主資本	(12,201,596)			
資本金	3,072,352			
資本剰余金	4,124,646			
資本準備金	4,124,646			
利益剰余金	5,705,849			
利益準備金	613,089			
その他利益剰余金	5,092,759			
別途積立金	2,700,000			
繰越利益剰余金	2,392,759			
自己株式	△701,251			
評価・換算差額等	(110,272)			
その他有価証券評価差額金	110,272			
新株予約権	(61,480)			
純資産合計	12,373,349			
負債純資産合計	13,461,865			

損益計算書

損益計算書	(単位:千円)				
科目	第94期 2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで				
売上高	8,038,549				
売上原価	5,077,576				
売上総利益	2,960,973				
販売費及び一般管理費	2,126,574				
営業利益	834,399				
営業外収益	171,192				
受取利息	5,222				
有価証券利息	4,094				
受取配当金	128,116				
不動産賃貸料	19,968				
その他	13,791				
営業外費用	10,730				
手形売却損	2,173				
不動産賃貸費用	5,073				
投資有価証券売却損	1,487				
その他	1,996				
経常利益	994,860				
特別利益	469,886				
関係会社貸倒引当金戻入益	469,886				
特別損失	535,504				
抱合株式消滅差損	469,886				
投資有価証券評価損	65,618				
税引前当期純利益	929,242				
法人税、住民税及び事業税	208,927				
法人税等調整額	△6,877				
当期純利益	727,192				

株主資本等変動計算書

第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

第94期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位: 千円)										
	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本金	4	咨 士 副 仝 仝		その他利益剰余金		利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金				
2019年4月1日期首残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	1,871,149	5,184,238	△636,911	11,744,326	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△205,582	△205,582		△205,582	
当期純利益						727,192	727,192		727,192	
自己株式の取得								△64,340	△64,340	
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	_	-	-	_	521,610	521,610	△64,340	457,270	
2020年3月31日期末残高	3,072,352	4,124,646	4,124,646	613,089	2,700,000	2,392,759	5,705,849	△701,251	12,201,596	

	評価・換	算差額等	新株	純資産 合計	
	その他有価証券 評価差額金	評価·換算 差額等合計	予約権		
2019年4月1日期首残高	191,006	191,006	46,627	11,981,960	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△205,582	
当期純利益				727,192	
自己株式の取得				△64,340	
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	△80,733	△80,733	14,852	△65,880	
事業年度中の変動額合計	△80,733	△80,733	14,852	391,389	
2020年3月31日期末残高	110,272	110,272	61,480	12,373,349	

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社ニレコ 取締役会御中

> EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任計員 業務執行計員

公認会計士

秀敬 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水野 友裕 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニレコの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年 度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結捐益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニレコ 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示して いるものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人 の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定 に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意 見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示するこ とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価 し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当 該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかど うかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的 に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に 際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

株式会社ニレコ取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 原

原 秀敬 🕮

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水野 友裕 印

+* @

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社二レコの2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、 我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を 行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む 監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部監査室等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる ことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動 計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月2日

株式会社ニレコ 監査等委員会

監査等委員 佐藤順一 印

監査等委員中野厚徳 印

監査等委員 橋本光男 印

(注) 監査等委員 佐藤 順一、中野 厚徳、橋本 光男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

X	Ŧ				

第94回定時株主総会会場ご案内図

会 場

交 通

株式会社ニレコ 八王子事業所(本店) A棟3階 大会議室 東京都八王子市石川町2951番地4 電話(042)642-3111(代表) 正門にお越しください。係の者がご案内します。

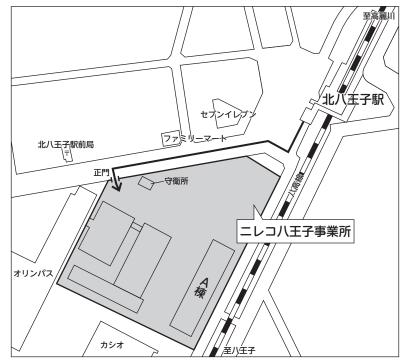
JR八高線北八王子駅下車(徒歩約1分)

<ご参考> J R 八高線は以下の列車が便利です。

・八王子発(高麗川方面)・拝島発(八王子方面)

9:129:409:31

本数が少ないのでご注意ください。



※駐車場の用意はございませんので、お車でのご来訪はご遠慮ください。





